

別表（第26条関係）

承認者	代理承認をする者		
	第1欄	第2欄	第3欄
大臣	大臣が指名する副大臣	事務次官又は農林水産審議官	官房長又は総括審議官（国際担当）
副大臣	事務次官又は農林水産審議官	官房長又は総括審議官（国際担当）	総括審議官、技術総括審議官又は国際部長
事務次官	官房長又は総括審議官（国際担当）	総括審議官、技術総括審議官又は国際部長	統計部長、検査・監察部長又は事務次官が指名する大臣官房の課の長又は国際部国際政策課長
農林水産審議官	官房長又は総括審議官（国際担当）	総括審議官、技術総括審議官又は国際部長	国際部国際政策課長
大臣官房			
官房長	総括審議官又は技術総括審議官	統計部長、検査・監察部長又は官房長が指名する大臣官房の課の長	
総括審議官	統計部長、検査・監察部長又は総括審議官が指名する大臣官房の課の長		
総括審議官（国際担当）	国際部長又は総括審議官（国際担当）が指名する大臣官房審議官	国際部国際政策課長	
技術総括審議官	技術総括審議官が指名する大臣官房の課の長		
危機管理・政策立案総括審議官	大臣官房文書課長		
政策立案総括審議官	大臣官房広報評価課長		
公文書監理官	検査・監察部長又は大臣官房広報評価課長		
サイバーセキュリティ・情報化審議官	大臣官房広報評価課長		
輸出促進審議官	輸出促進審議官が指名する食料産業局の課長		
生産振興審議官	生産振興審議官が指名する生産局の課長		
国際部長	国際部国際政策課長	国際部長が指名する同部の課長（国際政策課長を除く。）又は課等の内部組織に関する訓令（平成13年農林水産省訓令第2号）第8条第1項に規定するグループの長	
統計部長	統計部管理課長	統計部長が指名する同部の課長（管理課長を除く。）又は統計企画管理課長	
検査・監察部長	検査・監察部調整・監察課長	検査・監察部検査課長	
消費・安全局			
局長	消費・安全局に併任された大臣官房審議官のうち消費・安全局長が指名する者	消費・安全局総務課長	
食育推進会議			
会長	消費・安全局長		
食料産業局			
局長	食料産業局に併任された輸出促進審議官及び大臣官房審議官のうち食料産業局長が指名する者	食料産業局総務課長	
生産局			
局長	生産局に併任された生産振興審議官及び大臣官房審議官のうち生産局長が指名する者	生産局総務課長	
農産部長	農産部長が指名する同部の課長		
畜産部長	畜産部長が指名する同部の課長		
経営局			
局長	経営局に併任された大臣官房審議官のうち経営局長が指名する者	経営局総務課長	
農村振興局			
局長	次長	農村振興局総務課長	
次長	農村振興局総務課長	次長が指名する農村振興局の課長（総務課長を除く。）	
農村政策部長	農村政策部長が指名する同部の課長		
整備部長	整備部長が指名する同部の課長又は農村整備官		
政策統括官			
政策統括官付農産部長	政策統括官付農産部長	政策統括官付総務・経営安定対策参事官	
政策統括官付農産部長	政策統括官付総務・経営安定対策参事官	農産部長が指名する第2条第1項第2号に規定する課の長（総務・経営安定対策参事官を除く。）	
農林水産技術会議			
会長	事務局長		
事務局長	事務局長が指名する研究総務官	農林水産技術会議事務局研究調整課長	
林野庁			
長官	次長	長官が指名する林野庁の部長	林政部林政課長
次長	次長が指名する林野庁の部長	林政部林政課長	
林政部長	林政部長が指名する同部の課長		
森林整備部長	森林整備部長が指名する同部の課長		
国有林野部長	国有林野部長が指名する同部の課長		
水産庁			
長官	次長	長官が指名する水産庁の部長	漁政部漁政課長
次長	次長が指名する水産庁の部長	漁政部漁政課長	
漁政部長	漁政部長が指名する同部の課長又は漁業保険管理官		
資源管理部長	資源管理部長が指名する同部の課長		
増殖推進部長	増殖推進部長が指名する同部の課長		
漁港漁場整備部長	漁港漁場整備部長が指名する同部の課長		
各課の長	当該課の長が指名する当該課の者		

備考

- 1 代理承認をする者は、承認者の欄に掲げる者の区分に応じ、それぞれ代理承認をする者の欄（以下「代理承認者欄」という。）の第1欄に掲
- 2 1の欄に複数の代理承認をする者が掲げられている場合は、代理承認に係る事業を担当する者が代理承認を行う。
- 3 第1項の規定により代理承認者欄の第1欄に掲げる者の代理承認を受けることができない場合は、代理承認者欄の第2欄に掲げる者の代理承認を受けることができる。

4 第1項及び前項の規定により代理承認者欄の第1欄及び第2欄に掲げる者の代理承認を受けることができない場合は、代理承認者欄の第3欄